

電波有効利用促進センターに関する政策評価

制度名	電波有効利用促進センター
制度の概要	<p>(1) 制度の概要 総務大臣の指定を受けて混信に関する調査その他無線局の開設、周波数の指定の変更等に際して必要とされる事項についての照会及び相談に応ずる等の業務</p> <p>(2) 指定、登録等の基準（根拠法令） 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 102 条の 17</p> <p>(3) 指定、登録等を受けた法人 一般社団法人電波産業会</p>
政策評価の観点及び政策効果の把握の手法	平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年度における無線局免許申請等に係る処理日数の短縮率を指標として、当該事業が有する必要性、効率性及び有効性について評価し、評価結果を導いた。
政策評価の結果	<p><必要性> 昭和 50 年代後半からの電波利用の進展に伴って電波利用に対する指導助言等に対する要望が高まり、さらに電気通信分野への競争原理の導入等を契機としてその必要性の一層の増大が予想され、国だけでは要望全てに迅速な対応が難しくなると考えられた。そこで、混信計算等の電波の有効利用に関する照会及び相談等を公益性、中立性、信頼性が確保されている民間の第三者機関で行うことが可能となるよう、電波法の一部を改正し、昭和 62 年 10 月より電波有効利用促進センターの制度が創設したものである。</p> <p>電波有効利用促進センターにおける照会相談業務については、混信計算等に関しては年間 530 件（過去 3 年度における平均）となっており、その数は免許申請件数の約 6 割にも相当するところ。また、電波伝搬障害防止に係る相談に関しても年間 808 件（過去 3 年度における平均）応じており、現在も利用者の需要も多く、高層建築物建築は年々増加しており今後も相談への需要は増える見込みであり、その必要性は認められる。</p> <p><効率性> 電波有効利用促進センターにおいて行う業務に関しては、国の権限行使を伴わない行政サービスを事実上代行して行うものであることが、電波利用の環境は近年急激に拡大している中で国にお</p>

	<p>いて全ての相談等に対し迅速に対応することが難しい状況にある。</p> <p>同センターについては、既存無線局のデータを元に混信妨害等の計算を行うシステムを構築・運用する他、国において定める技術基準（強制規格）、国際的な動向や強制規格以外の無線機器の互換性確保のための無線機器製造事業者間の任意基準等に関する技術的な知見を有している第三者機関を指定しており、混信検討や電波伝搬障害防止等の照会相談業務についてより迅速かつ効率的に行うことが可能となっている。</p> <p><有効性></p> <p>無線局免許申請等においては、免許申請者が事前に電波有効利用促進センターに対し使用周波数の検討等を依頼することにより総務省における免許等の処理に要する日数が、同センターを活用しなかった場合に比べ約3割も短縮されており、その有効性は認められる。</p> <p><上記評価結果を踏まえた今後の課題や制度（事務・事業）への反映の方向性></p> <p>電波有効利用促進センターにおいて行う照会相談業務の実施にあたっては、周波数の有効利用及び混信の防止を図る目的から定める国の技術基準（省令、告示、訓令等）の動向等の情報を的確かつ早急に収集することにより、利用者の利便性向上につながるものと考えられる。発展著しい情報通信分野にあつては新たなシステム導入も数多く予定されていることから、総務省及び電波有効利用促進センターにおける情報共有の迅速化を更に図るものとした。</p>
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>	<p>電波有効利用促進センターの指定にあたっては、電波法第99条の11第1項第4号の規定に基づき電波監理審議会に諮問し、適当とする旨の答申を頂いている。</p> <p>電波監理審議会（第771回：平成7年6月16日）への諮問 諮問第27号 電波有効利用促進センターの指定について</p> <p>また、電波有効利用促進センターの電波伝搬障害防止に係る照会相談業務に関連し、電波伝搬障害防止区域の指定については、毎年度の指定状況を電波監理審議会にご報告している。</p> <p>電波監理審議会（第967回：平成23年6月14日）への報告</p> <p>http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/02kiban01_03000016.html</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>平成22年度事業報告書 (http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku22.pdf)</p> <p>平成21年度事業報告書 (http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku21.pdf)</p> <p>平成20年度事業報告書 (http://www.arib.or.jp/syokai/jigyokeikaku/jigyohoukoku20.pdf)</p>